

◇公表基準等の解説◇

## 実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」の概要

ASBJ 専門研究員 飯野 友里

### 1. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2025年3月11日に、実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表し<sup>1</sup>、2025年5月30日までコメントを募集している。本稿では、本公開草案の概要を紹介する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

### 2. 本公開草案の公表の経緯

近年、多くの企業が脱炭素、低炭素化に向けた取組みを活発化させており、当該取組みの1つとしていわゆるバーチャル電力購入契約（Virtual Power Purchase Agreement）（以下「バーチャル PPA」という。）により取得した非化石価値と別途調達する再生可能電力でない電力を組み合わせることで実質的に再生可能電力を調達したのと同じ効果を得られる手法がみられる（[図表1]）。

今後も各企業の環境意識の高まりとともに、バーチャル PPA の利用がさらに拡大することが見込まれる中、バーチャル PPA に関する会計上の取扱いが明確ではないとして、2023年11月に公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている企業会計基準諮問会議に対して、バーチャル PPA の需要家における会計処理について検討するよう要望が寄せられた。

これを受けて、2024年7月に開催された第530回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議より、バーチャル PPA の会計処理に関して、本公開草案の開発時点の我が国におけるバーチャル PPA に関する実務を考慮してニーズの高い領域について当面の取扱

---

<sup>1</sup> 本公開草案の全文については、ASBJ のウェブサイト  
([https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure\\_draft/y2025/2025-0311.html](https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-0311.html))  
を参照のこと。

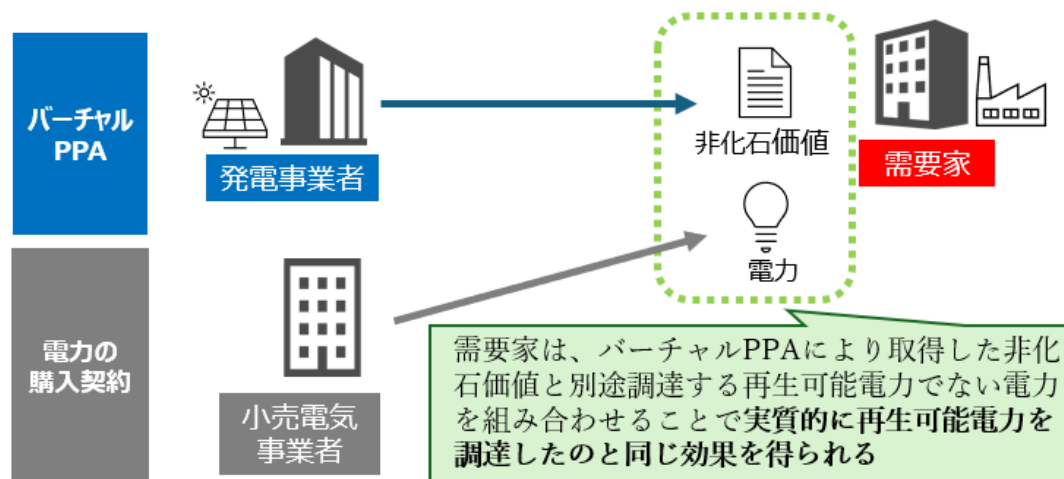
## 国内基準開発

いを定めることが ASBJ に提言され、ASBJ では、バーチャル PPA において取引される非化石価値に係る需要家の会計処理に関する当面の取扱いについて検討を重ね、その結果を本公開草案として公表した。

なお、今後の非化石価値取引の進展や会計実務の状況により、本公開草案において定めのない事項に対して別途の対応を図ることの要望が市場関係者により ASBJ に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を ASBJ において判断することとしている（本公開草案 BC4 項）。

[図表 1] バーチャル PPA のイメージ

本公開草案の開発時点においてバーチャル PPA についての明確な定義はないが、再生可能電力の発電事業者から需要家へ、事前に合意した価格及び期間に基づき、電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約を指すことが多い



### 3. 本公開草案の概要

#### (1) 範囲

##### ① 本公開草案の対象者の範囲

本公開草案では、非化石価値の特定の購入取引における需要家の取扱いを定めることを提案している（本公開草案第 1 項）。ここで、需要家とは、後述する②「本公開草案を適用する契約の範囲」に掲げる特徴を有する契約を締結する者のうち、非化石価値を自己使用目的で購入する者をいう（本公開草案第 3 項(2)）。

企業会計基準諮問会議に寄せられたテーマ提案では、本公開草案を適用する契約の当事者である需要家及び発電事業者の双方の会計上の取扱いを検討する場合には一定の時間を要することが予想される中、早期の対応が必要であることに鑑み、より広範囲に影響があると考えられる需要家のみ会計上の取扱いを検討することが

提案された。これを踏まえて、ASBJ は、本公開草案において需要家の取扱いを定めることとし、発電事業者の取扱いは定めないことを提案している（本公開草案 BC5 項）。

### ② 本公開草案を適用する契約の範囲

非化石価値とは、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」（平成 22 年経済産業省令第 43 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定するエネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値をいう（本公開草案第 3 項(1)）。

本公開草案では、上記の非化石価値の取引において需要家による非化石価値の転売が想定されておらず、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち概ね次の特徴を有するものについて、本公開草案を適用することを提案している（本公開草案第 2 項）。

- (ア) 発電事業者と需要家の相対の契約である。
- (イ) 需要家は、発電事業者との間で、契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入する契約を締結する。
- (ウ) 需要家は、当該非化石価値を買い取る義務を負う。

企業会計基準諮問会議からの提言は、本公開草案の開発時点の我が国におけるバーチャル PPA に関する実務を考慮して当面の取扱いを定めた上で、実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として必要に応じて見直しを行うというものであった。これを踏まえて、ASBJ は、当面の取扱いを検討するにあたって、現在我が国において行われているバーチャル PPA の一般的な取引形態において需要家が取得する非化石価値の性質や取引条件等を基礎として整理を行い、本公開草案を適用する契約の範囲を提案している（本公開草案 BC6 項）。

## (2) 実務上の取扱い

### ① 会計上の考え方

企業会計基準諮問会議に寄せられたテーマ提案では、非化石価値の対価として、契約上の固定価格と卸電力市場価格の差額に契約で指定された再生可能電力発電設備の発電に応じた電力量を乗じて得た金額を発電事業者と需要家との間で決済する（以下「差金決済」という。）ことが一般的であるとされ、差金決済の想定元本等にあたりと考えられる電力量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合に、デリバティブに該当するか否かについて明確化することを検討することが挙げられていた（本公開草案 BC10 項）。

この点に関して、上述した(1)②の特徴を有する契約には、需要家が支払う対価を固定価格とするものもあり、契約上の固定価格と卸電力市場価格の差額を非化石価値の価格とすることは需要家が支払う対価を決定する 1 つの方法であると考えられる。このため、ASBJ は、契約に含まれる差金決済という特徴のみに着目してデリバティブに該当するか否かの検討を行うのではなく、需要家にとって契約の主たる目的であると考えられる非化石価値の取得について、非化石価値取引の概要等を踏まえてどのような会計処理が経済実態を表すのかの検討を行うこととした（本公開草案 BC11 項）。

### ② 非化石価値取引の概要

本公開草案の開発時点において、上述した(1)②の特徴を有する契約に基づく非化石価値取引は、概ね以下から構成される（本公開草案 BC12 項）。

#### (ア) 契約の締結

需要家は、発電事業者との間で、指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入する契約を締結する。

#### (イ) 発電事業者による発電（〔図表 2〕①）

発電事業者は、契約で指定された再生可能電力発電設備で発電を行う。

#### (ウ) 発電事業者による電力量の申請（〔図表 2〕②）

発電事業者は、発電月から 2 か月後の末日までに、一般送配電事業者から通知された電力量に基づき電力量を国へ申請する。

#### (エ) 国による電力量の認定（〔図表 2〕③）

国は、取引される非化石価値の信頼性を担保するため、発電事業者から報告を受けた電力量が正確な値であることを認定する。当該認定により、需要家が受け取る非化石価値の量が確定する。認定結果は発電月から 3 か月後の月末（電力量の申請期限から 1 か月後）に、国から発電事業者へ通知される。また、国は、認定した電力量を一般社団法人日本卸電力取引所（以下「取引所」という。）へ通知する。

#### (オ) 発電事業者の口座残高の増加

取引所は非化石価値取引の参加者ごとに非化石価値を管理する口座を設けており、取引参加者は保有する非化石価値の量を確認することができる。取引所は、国から通知された電力量に基づき、取引所が用意するコンピュータ・システム（以下「非化石価値取引システム」という。）において発電事業者の非化石価値の口座残高を増加させる。

(カ) 非化石価値の移転

非化石価値は、発電事業者と需要家が契約において合意した日に発電事業者から需要家へ移転する。

(キ) 需要家による対価の支払

需要家は、契約で定められた日に非化石価値の対価を発電事業者に支払う。

(ク) 需要家の口座残高の増加（〔図表2〕④）

取引所は、発電事業者からの非化石価値の移転の申請に基づき、非化石価値取引システムにおいて発電事業者の口座残高を減少させるとともに、需要家の口座残高を増加させる。非化石価値の移転の申請が行われる時期は毎月又は3か月ごとなど個々の契約により異なるが、遅くとも後述する(コ)の口座の凍結までには当該申請が行われ、取引所は需要家の口座残高を増加させる。

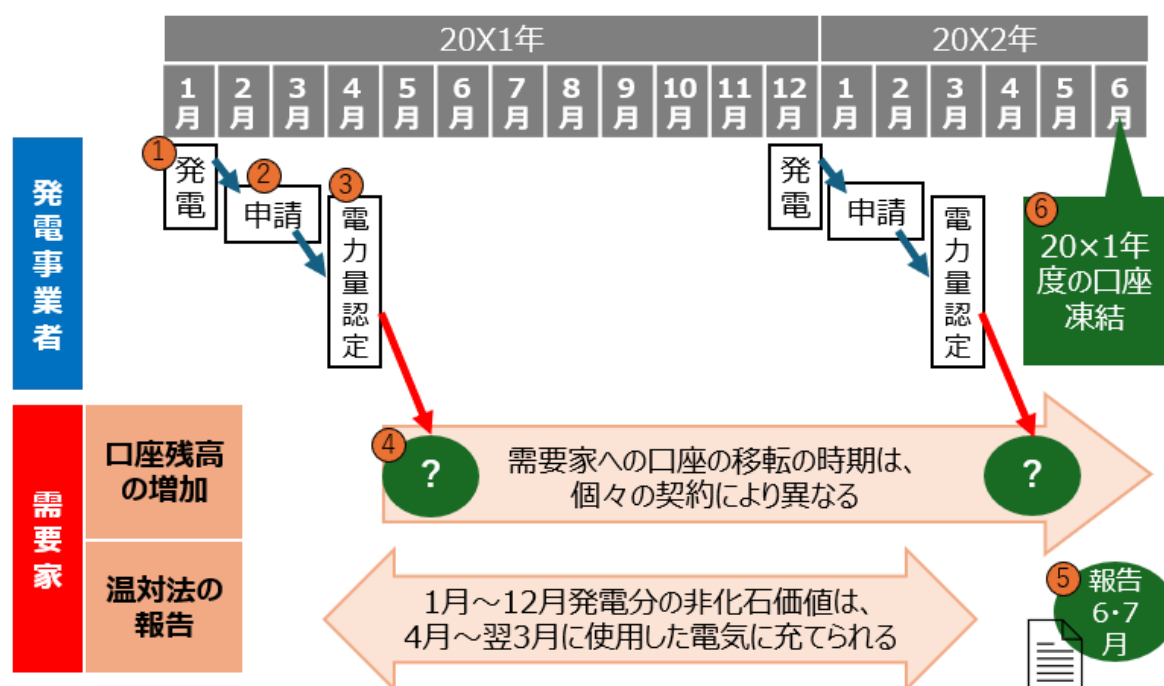
(ケ) 非化石価値の使用（〔図表2〕⑤）

需要家は、非化石価値を「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）（以下「温対法」という。）の報告等に使用する。

(コ) 口座の凍結（〔図表2〕⑥）

取引所の口座は毎年6月に凍結される。口座の凍結により、非化石価値が失効する。

〔図表2〕 非化石価値取引の概要



### ③ 非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務に関する会計処理

本公開草案では、需要家は、発電により生じた、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点において費用処理を行い、対価の支払義務に係る負債を計上することを提案している（本公開草案第4項及び第5項）。

ここで、遅くとも国による電力量の認定時点までに金額を合理的に見積ることを提案している（本公開草案第4項）。

本公開草案を適用する契約では、需要家が契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入することをあらかじめ約束しているため、発電により将来非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が需要家に生じていることを考慮すると、発電時点において需要家が非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務の会計処理を行うことが考えられる（本公開草案 BC14 項）。

しかしながら、国による電力量の認定時点より前は非化石価値の量が確定していないこと等により発電時点において会計処理を行うことが実務的に困難な場合があることが想定される。このため、需要家は、発電により生じた、非化石価値を受け取る権利について、金額を合理的に見積ることが可能となった時点で会計処理を行うことを提案している（本公開草案 BC15 項）。

具体的にどの時点で金額を合理的に見積ることが可能となるかは個々の契約により異なると考えられ、実務上過大な負担とならずに入手可能な情報を用いて合理的な見積りを行うことができるかどうかで判断することとなると考えられる。ただし、国による電力量の認定により、非化石価値が取引可能となり量が確定することとなり、また、この時点においては、契約内容や卸電力市場価格等に基づき価格についても見積ることができると考えられる。このため、遅くとも国による電力量の認定時点までに金額を合理的に見積ることを提案している（本公開草案 BC16 項）。

また、我が国の会計基準では、資産の定義及び認識要件は明示的に定められていないが、将来の経済的便益の流入又は将来の経済的資源の流出の削減をもたらす蓋然性が高い項目について、会計上資産を認識していると考えられる。この点、本公開草案の開発時点の我が国における制度において、需要家が取得する非化石価値は第三者への転売が想定されておらず、また、需要家に温室効果ガスの排出量の削減義務は課されていない。このため、非化石価値及び非化石価値を受け取る権利は、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減を間接的にしか捉えることができず、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減をもたらすかどうかについて不確実性があると考えられることから、費用処理することを提案している（本公開草案 BC18 項から BC21 項）。

### ④ 対価の差金決済を行う場合の取扱い

対価の差金決済を行う場合において、卸電力市場価格が契約上の固定価格を上回ることにより、需要家が対価を受け取ることとなるときは、当該対価を費用から減額することを提案している（本公開草案第6項）。

非化石価値の対価の支払条件が差金決済の場合は、需要家が支払う対価がマイナスとなることがあり得るが、需要家が支払う対価がマイナスとなるのは、卸電力市場価格が契約で合意した一定の価格を上回る場合であり、電力量がマイナスとなって需要家が発電事業者に対して非化石価値を引き渡す義務を負うことはないことを踏まえると、需要家は常に非化石価値を取得しており、その対価はプラスにもマイナスにもなり得るものと考えられる。このため、本公開草案では非化石価値を受け取る権利について費用処理することを提案していることから、需要家が支払う対価がマイナスとなる場合には、マイナスの対価を費用から減額することを提案している（本公開草案 BC22 項から BC25 項）。

### ⑤ 開示に関する検討

企業会計基準諮問会議において、バーチャル PPA が長期の取引であり、対価の差金決済を行う場合があることから一定の開示を求める意見が聞かれたため、ASBJ は、本公開草案を適用する契約に関して追加的な開示を求めるかどうかの検討を行った（本公開草案 BC26 項）。

審議の結果、非化石価値を自己使用目的で取得するという本公開草案の範囲では、次の理由から、特段の開示を求めないことを提案している（本公開草案 BC28 項）。

- (ア) 本公開草案を適用する契約では、自己使用目的の下、自社の電力の消費量の範囲で非化石価値を購入するものと想定される。本公開草案の開発時点で観察される契約における非化石価値の金額は、電力料金に比べて相対的に少額であり、財務諸表において、電力関連費用を区分して開示していない実務が多い中、非化石価値に関してのみ開示を求めた場合には、電力関連費用の一部のみが開示されることとなり、有用性は乏しいと考えられる。
- (イ) 自己使用目的で財又はサービスを購入する長期契約（例えば商品や材料を購入する長期契約）については、本公開草案の開発時点の実務において特段の開示は求められていないと考えられる。
- (ウ) 本公開草案を適用する契約では、対価の差金決済を行う場合、卸電力市場価格が下落したときは、需要家の支払額が増加することとなるが、支払額は契約上の固定価格が上限となると考えられる。

## (3) 適用時期等

### ① 適用時期

本公開草案は、適用時期について次のように提案している（本公開草案第 7 項）。

- (ア) 20XX 年 4 月 1 日 [2026 年 4 月 1 日を想定している。] 以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
- (イ) ただし、公表日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。

本公開草案の適用開始日より前に締結されている契約については、本公開草案の適用により会計処理の変更が生じる場合があると考えられることから、一定の準備期間を確保することを提案している。

ただし、企業会計基準諮問会議に寄せられたテーマ提案では、早期に会計処理を明確化することが要望されており、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズは一定程度あると考えられることから、早期適用を認めることを提案している（本公開草案 BC30 項）。

### ② 経過措置

本公開草案を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、適用初年度の期首において既に需要家が非化石価値を受け取る権利を有しており、金額を合理的に見積ることができるものについては、当該金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減することを提案している（本公開草案第 8 項）。

本公開草案を遡及適用する場合、どの時点で金額を合理的に見積ることが可能となるかを判断することになるが、当該判断にあたり用いた情報が対象となる過去の財務諸表が作成された時点で入手可能であった情報か、又はその後に判明した情報であるかどうかを判断することが困難な場合があると考えられる。ただし、適用初年度の期首において既に需要家が非化石価値を受け取る権利を有しているものについては、当該期首時点において金額を合理的に見積ることが可能かどうかの判断を行うことができると考えられる。

このため、本公開草案では遡及適用を求めないこととし、経過措置として適用初年度の期首において上述のとおり会計処理を行うことを提案している（本公開草案 BC31 項）。

### (4) 現在検討されている制度変更の可能性への対応

本公開草案は現行の非化石価値取引制度に基づき、需要家が自己使用目的で非化石価値を購入することを前提としているが、この自己使用目的について、制度上、実質的に需要家自らの非化石エネルギーの調達であると考えられる場合には、需要家である親会社の口座で管理された非化石価値を子会社も利用可能とするかどうかの検討が本公開草案の公表時点で行われている。

本公開草案の公表時点では制度の変更は確定していないが、本公開草案の公表時点の翌年度から開始する方向で検討されており、本公開草案が実務対応報告として確定するまでには当該制度の変更が確定している可能性がある。その場合には制度の変更が確定後、当該変更が実務対応報告に与える影響を分析し、取扱いを検討することが考えられる。しかしながら、企業会計基準諮問会議に寄せられたテーマ提案では、早期に会計処理を明確化することが要望されており、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズが一定程度あると考えられることから、本公開草案において制度変更の可能性への対応についてあらかじめコメント募集を行うことで、制度の変更後に迅速に取扱いを検討することができると考えられる。このため、結論の背景においてその旨と制度の変更が確定した場合の会計処理の基本的な考え方を次のとおり示している。

- ① 本公開草案の開発時点において、制度上、実質的に需要家自らの非化石エネルギーの調達であると考えられる場合に、需要家である親会社の口座で管理された非化石価値を子会社も利用可能とするかどうかの検討が行われている。検討の結果、当該制度変更が行われ、需要家である親会社の口座で管理された非化石価値をその子会社も利用可能となり、親会社が子会社のために非化石価値を購入した場合であっても、当該親会社は本公開草案における需要家として取り扱うことが考えられる。
- ② 需要家である親会社の口座で管理された非化石価値をその子会社も利用可能となった場合、当該親会社とその子会社との間の取引については、両者の合意内容に基づき会計処理を行うことが考えられる。

上記①及び②の考え方については、市場関係者からコメントを募集し、制度変更への対応の方向性を検討する上で参考とすることを想定している。

## 4. おわりに

ASBJでは、本公開草案に寄せられた意見を参考に、本公開草案の最終基準化に向けた検討を続けていく予定である。引き続き、関係者のご理解とご協力をお願いしたい。